

令和6年7月24日
政策経営部
官民連携・行政手法改革担当課

公立学校共済組合との包括連携協定の締結について

1. 主旨

公立学校共済組合が設置する関東中央病院においては、新病院建設計画を推進し、現地建替えに向け、基本構想に着手しているところである。これを機に、災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能を持つ当該病院との連携強化を図り、災害時の体制や区民の福祉向上に資するよう、包括連携協定を締結する。

2. 目的

包括的な連携のもと相互に協力することにより、公立学校共済組合が設置する関東中央病院を中心として、区民の生命を守り、福祉を向上するための地域医療の充実・強化及び地域課題の解決並びに公立学校共済組合の組合員である教職員への支援等を推進する。

3. 包括連携の範囲

- (1) 周辺医療機関等との連携体制の構築に向けた効果的な取り組み
- (2) 地域医療に関する課題解決に向けた取り組み
- (3) 災害時医療救護体制の強化に関すること
- (4) 災害時を含む甲が設置する近隣の公園等施設との連携に関すること
- (5) 区民の健康増進（メンタルヘルスを含む）に関すること
- (6) 教職員のメンタルヘルスをはじめとする健康増進等に資する支援に関すること
- (7) その他前条の目的に沿い両者が必要と認める事項

4. 包括連携協定に期待される主な効果・取組み

(1) 災害対策に向けた協力体制の強化

災害拠点病院である関東中央病院との連携により、災害対策がより実効性のあるものとなるよう、関東中央病院の建替えに伴い、双方で必要な機能を確保し、協力体制を構築することで、災害時医療救護体制の強化を図る。

(2) 区立学校教員のメンタルヘルス対策の推進

教員の休職者は増加傾向にあり、メンタルヘルス対策は区の喫緊の課題である。区立学校教員が心身ともに健康な状態で子どもと向き合えるよう、区教育委員会とメンタルヘルス相談事業を展開する関東中央病院とのさらなる連携により、区立学校教員への相談支援体制の拡充等を図る。

(3) 地域医療に関する課題解決に向けた取組み

地域医療支援病院である関東中央病院との連携により、区が抱える地域医療に関する課題解決に向け、必要な取組みを行う。

5. 協定相手の詳細

- (1) 名 称 公立学校共済組合
- (2) 所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5
- (3) その他 関東中央病院（世田谷区上用賀6-25-1）は、東京都災害拠点病院、地域医療支援病院、東京都がん診療連携拠点病院に位置付けられている。

6. 協定書（案）

別紙のとおり

7. 今後のスケジュール（予定）

令和6年7月26日 協定締結式、協定締結

世田谷区と公立学校共済組合との包括連携協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と公立学校共済組合（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、包括的な連携のもと相互に協力することにより、甲の区民の生命を守り、福祉を向上するための地域医療の充実・強化及び地域課題の解決並びに乙の組合員である教職員への支援等を推進することとする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、乙が設置する関東中央病院を活用し、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- （1）周辺医療機関等との連携体制の構築に向けた効果的な取り組み
- （2）地域医療に関する課題解決に向けた取り組み
- （3）災害時医療救護体制の強化に関すること
- （4）災害時を含む甲が設置する近隣の公園等施設との連携に関すること
- （5）区民の健康増進（メンタルヘルスを含む）に関すること
- （6）教職員のメンタルヘルスをはじめとする健康増進等に資する支援に関すること
- （7）その他前条の目的に沿い両者が必要と認める事項

2 前項に掲げる事項の実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、事前に甲及び乙で協議したうえで決定する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙いずれかから更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲及び乙で協議のうえ、解除予定日の3か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲及び乙で協議のうえ、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報等について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、法令及び甲が定める条例に基づき開示が必要となる場合、裁判所、監督官庁その他の公的機関若しくは自主規制機関に対し開示が必要となる場合等を除き、事前に相手方の承諾を得ない限り、第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、本協定による連携の実施以外の目的に使用してはならない。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定締結の証とし、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年7月26日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
区長 保坂展人

乙 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5
公立学校共済組合
理事長 丸山洋司